

旅費制度の見直しについて（案）

1 趣 旨

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。

2 改正内容

別紙「旅費制度の見直し案の内容」のとおり

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日以後に旅行命令等が行われた旅行から適用する。

4 そ の 他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

旅費制度の見直し案の内容

(別 紙)

項 目	内 容
1 交通費	○ 鉄道旅行、水路旅行及び航空旅行に要する交通費に充てるための旅費として、引き続き鉄道賃、船賃及び航空賃を支給し、この他の移動に要する費用に充てるための旅費を、「車賃」から「その他の交通費」に改正する。
(1) 鉄道賃	○ 近接地の区分を廃止し、支給方法等は現行の近接地外旅行のとおりとする。 ○ 急行料金及び座席指定料金に係る距離による制限を廃止する。 ○ 「のぞみ」号等の利用に係る条件を廃止する。
(2) 船賃	○ 近接地の区分を廃止し、支給方法等は現行の近接地外旅行のとおりとする。
(3) 航空賃	○ 近接地の区分を廃止し、支給方法等は現行の近接地外旅行のとおりとする。
(4) その他の交通費	○ レンタカーの賃料等の支給を可能とする。 ○ 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合の定額支給は現行のとおり。
2 宿泊費等	○ 「宿泊料」、「食卓料」、「日当」及び「旅行雑費」を、宿泊に要する費用に充てるための「宿泊費」、宿泊を伴う旅行に必要な夕朝食代を含む諸雑費に充てるための「宿泊手当」に改正する。 ○ 移動及び宿泊に対する一体の対価（パック旅行商品代）に充てるための旅費として、「包括宿泊費」を新設する。
(1) 宿泊費	○ 上限付きの実費支給とする。 ○ 上限額（以下「宿泊費基準額」という。）は、「国家公務員等の旅費支給規程」において職務の級が 10 級以下の者として規定されている職員の例による。 ○ 特別な事情がある場合は、上限額によらず当該宿泊に要する額の支給を可能とする。
(2) 包括宿泊費	○ 交通費の額及び宿泊費基準額の合計額の範囲内の実費額を支給する。
(3) 宿泊手当	○ 「国家公務員等の旅費支給規程」において規定されている額と同額を支給する。 ○ 朝食又は夕食に係る費用に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給する。
3 転居費等	○ 赴任に伴う転居に要する費用（家族の転居に要する費用を含む。）に充てるための旅費を、「移転料」から「転居費」に改正する。 ○ 赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用に充てるための旅費を、「着後手当」から「着後滞在費」に改正する。 ○ 旅費の算定の対象となる、職員の配偶者及び子等について、扶養要件を廃止し、職員と生計を一にするものとする（退職者等の旅費の算定においても同様）。 ○ 「扶養親族移転料」について、支給対象を、赴任に伴う扶養親族の移転に要する費用から、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、「家族移転費」に改正する。 ○ 近接地内における支給の制限に代わり、同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、原則として転居費、着後滞在費及び家族移転費の支給対象外とする。
(1) 転居費	○ 複数の運送業者に見積り（外国旅行の場合は、一定の容積等の範囲内において見積り）をさせ（複数の見積りをさせることができない特別な事情がある場合を除く）、最も経済的な金額を上限とする実費支給に改正する。ただし、宅配便等を利用する場合は、当該利用に要する実費額を支給する。

(2) 着後滞在費	○ 現に宿泊した夜数に係る宿泊費（上限付き実費支給）及び宿泊手当（定額支給）の合計額に相当する額を支給する（赴任に伴い必要な滞在に限り、赴任前の宿泊を含む）。 ○ 内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度とする。										
(3) 家族移転費	○ 赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。）の移転に要する費用を支給する。 ○ 内国旅行の場合は、交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額を支給する。 ○ 外国旅行の場合は、交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額を支給する。										
4 その他の種目	○ 外国旅行に要する雑費に充てるための旅費を、「渡航手数料」から「渡航雑費」に改正する。 ○ 職員等の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための旅費として、引き続き死亡手当を支給する。										
(1) 渡航雑費	○ 保険料及び渡航時に必要な携行品の購入等に要する費用を支給対象に加える。										
(2) 死亡手当	○ 職員の子が死亡した場合を支給対象に加える。 ○ 「国家公務員等の旅費支給規程」において規定されている額と同額に見直す。										
5 その他	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="98 743 528 785">(1) 近接地内旅行</td><td data-bbox="528 743 2154 785"> ○ 距離による区分（近接地）を廃止する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="98 785 528 906">(2) 減額等の特例</td><td data-bbox="528 785 2154 906"> ○ 同一地域に15日を超えて滞在する場合における、旅費の減額に係る特例を廃止する。 ○ 研修受講、健康診断受診等のための旅費の減額等に係る特例を廃止する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="98 906 528 1027">(3) 退職者等の旅費</td><td data-bbox="528 906 2154 1027"> ○ 退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて計算した旅費を支給する。 ○ 近接地内における支給の制限を廃止し、東京都の区域外の在勤地において退職した場合の帰住旅費は、退職時の在勤庁と同一の市町村以外の地域に帰住する者（退職時の在勤庁と同一の市町村以外から当該市町村へ赴任した者に限る。）を支給対象とする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="98 1027 528 1069">(4) 遺族等の旅費</td><td data-bbox="528 1027 2154 1069"> ○ 旅行中の職員等が死亡した場合に支給する遺族の旅費は、「遺族の居住地―死亡地」等の経路における移動及び転居に要する費用とする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="98 1069 528 1104">(5) 旅費の返納</td><td data-bbox="528 1069 2154 1104"> ○ 旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に、返納を求める規定を新設する。 ○ 上記に該当する場合、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことを可能とする。 </td></tr> </table>	(1) 近接地内旅行	○ 距離による区分（近接地）を廃止する。	(2) 減額等の特例	○ 同一地域に15日を超えて滞在する場合における、旅費の減額に係る特例を廃止する。 ○ 研修受講、健康診断受診等のための旅費の減額等に係る特例を廃止する。	(3) 退職者等の旅費	○ 退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて計算した旅費を支給する。 ○ 近接地内における支給の制限を廃止し、東京都の区域外の在勤地において退職した場合の帰住旅費は、退職時の在勤庁と同一の市町村以外の地域に帰住する者（退職時の在勤庁と同一の市町村以外から当該市町村へ赴任した者に限る。）を支給対象とする。	(4) 遺族等の旅費	○ 旅行中の職員等が死亡した場合に支給する遺族の旅費は、「遺族の居住地―死亡地」等の経路における移動及び転居に要する費用とする。	(5) 旅費の返納	○ 旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に、返納を求める規定を新設する。 ○ 上記に該当する場合、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことを可能とする。
(1) 近接地内旅行	○ 距離による区分（近接地）を廃止する。										
(2) 減額等の特例	○ 同一地域に15日を超えて滞在する場合における、旅費の減額に係る特例を廃止する。 ○ 研修受講、健康診断受診等のための旅費の減額等に係る特例を廃止する。										
(3) 退職者等の旅費	○ 退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて計算した旅費を支給する。 ○ 近接地内における支給の制限を廃止し、東京都の区域外の在勤地において退職した場合の帰住旅費は、退職時の在勤庁と同一の市町村以外の地域に帰住する者（退職時の在勤庁と同一の市町村以外から当該市町村へ赴任した者に限る。）を支給対象とする。										
(4) 遺族等の旅費	○ 旅行中の職員等が死亡した場合に支給する遺族の旅費は、「遺族の居住地―死亡地」等の経路における移動及び転居に要する費用とする。										
(5) 旅費の返納	○ 旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に、返納を求める規定を新設する。 ○ 上記に該当する場合、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことを可能とする。										

※ 会計年度任用職員の費用弁償については、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を支給し、その支給方法及び算定方法は、常勤職員の例による。

宿泊費（料）・宿泊手当の金額

< 参 考 >

内国

○現行

都市名	宿泊料
さいたま市・千葉市 特別区・横浜市 川崎市・相模原市 名古屋市・京都市 大阪市・堺市 神戸市・福岡市 広島市	11,000円
上記以外	10,000円

○改正後

都道府県名	宿泊費	宿泊手当
埼玉・東京・京都	19,000円	2,400円
福岡	18,000円	2,400円
千葉	17,000円	2,400円
神奈川・新潟	16,000円	2,400円
香川	15,000円	2,400円
熊本	14,000円	2,400円
北海道・岐阜・大阪 広島	13,000円	2,400円
山梨・兵庫・宮崎 鹿児島	12,000円	2,400円
青森・秋田・茨城 富山・長野・愛知 滋賀・奈良・和歌山 高知・佐賀・長崎 大分・沖縄	11,000円	2,400円
宮城・山形・栃木 群馬・福井・岡山 徳島・愛媛	10,000円	2,400円
岩手・石川・静岡 三重・島根	9,000円	2,400円
福島・鳥取・山口	8,000円	2,400円

外国（主な都市）

○現行

都市名	宿泊料
ニューヨーク（アメリカ）	19,300円
ロンドン（イギリス）	19,300円
パリ（フランス）	19,300円
シンガポール(シンガポール)	19,300円
シドニー（オーストラリア）	12,900円
ソウル（韓国）	12,900円
ベルリン（ドイツ）	16,100円
バンコク（タイ）	12,900円
北京（中国）	11,600円
台湾（中国）	11,600円
クアラルンプール(マレーシア)	12,900円

○改正後

宿泊費	宿泊手当
57,000円	5,400円
44,000円	5,400円
38,000円	5,400円
34,000円	5,400円
29,000円	5,400円
26,000円	5,400円
25,000円	5,400円
20,000円	5,400円
17,000円	5,100円
15,000円	5,100円
14,000円	5,100円